

寒河江市市民浴場管理運営業務委託
条件付き一般競争入札の公告

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の６及び寒河江市契約に関する規則（平成９年市規則第１２号。以下「規則」という。）第１６条の規定に基づき、下記の業務について条件付き一般競争入札を行う。

令和７年１２月２４日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

１ 入札に付する事項

- (１) 業 務 名 寒河江市市民浴場管理運営業務
- (２) 履行場所 寒河江市市民浴場
- (３) 業務内容 仕様書のとおり
- (４) 履行期間 令和８年１月１０日から令和８年３月３１日まで

２ 入札の場所及び日時

- (１) 入札場所 寒河江市役所２階 ２０１会議室
- (２) 入札日時 令和８年１月９日（金）午前１０時開始

３ 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。なお、規則に基づき、資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (１) 令第１６７条の４第１項及び第２項の規定に該当しないこと。
- (２) 規則第２５条第２項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。なお、名簿に未登録の者にあつては、一般競争入札参加者登録申請書の提出と併せて、一般競争入札参加願書を提出すること。ただし、これをもって名簿に必ず登録するものではない。
- (３) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程（平成１２年市告示第１９号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (４) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (５) 会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (6) 法人の役員及び従業員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (7) 暴力団（法第2条第2号）又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる法人でないこと。
- (8) 山形県内に拠点（例：本社・店、支社・店、営業所等）を有する法人であること。

4 契約条項を示す場所及び契約事務担当課

山形県寒河江市中央一丁目9番45号

寒河江市 市民生活課 生活安全係

電話番号 0237-85-1873（直通）

5 保証金に関する事項

入札保証金は免除する。

6 入札参加申請書等に関する事項

入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加願書（様式第1号）を次に掲げる期間内に提出するものとする。

- (1) 受付期間 令和7年12月24日（水）から令和8年1月8日（木）まで
（ただし、市の休日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 受付場所 寒河江市 市民生活課 生活安全係

7 その他

- (1) この入札は、入札参加資格の確認を入札後に行う入札参加資格事後審査方式である。
- (2) 詳細については入札説明書による。